

公営企業の抜本的な改革の取組状況(令和7年3月31日時点)

団体名	業種名	事業名	施設名
湖北水道企業団	水道事業	—	—

実施状況

抜本的な改革の取組							現行の経営 体制を継続
事業廃止	民営化・ 民間譲渡	地方独立 行政法人 への移行	広域化等	民間活用			
				指定管理者 制度	包括的 民間委託	PPP/PFI方式 の活用	
			●				

抜本的な改革の取組状況

取組事項		(水道事業)広域化等																			
実施済	●	(実施類型) <table><tr><td>経営統合</td><td>施設の 共同設置・利用</td></tr><tr><td>●</td><td></td></tr><tr><td>施設管理の 共同化</td><td>管理の一体化</td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	経営統合	施設の 共同設置・利用	●		施設管理の 共同化	管理の一体化			(取組の概要) 構成団体の石岡市が総合計画に基づき平成21年度に策定した簡易水道事業統合計画により、石岡市簡易水道事業(三村地区)との事業統合を平成28年10月1日に実施した。当企業団が設立された昭和37年1月当時、三村地区は当企業団が給水を行う予定の地区であった。しかし財政的な面で水道整備が困難となり、当企業団の構成団体である石岡市が三村地区の簡易水道を始めることとなった。その後当企業団が独立採算で経営が成り立つようになって以降も県及び国から統合の指導があったが、莫大な施設整備費と三村地区の赤字収支により統合の運びに至ることが難しい状況であった。しかしながら、三村地区の簡易水道施設が更新の時期を迎えたことと、平成の市町村合併の流れの中統合すべきとの考えが多数を占め、平成28年10月1日に統合に至った。	(実施(予定)時期) <table><tr><td>平成</td><td></td><td></td></tr><tr><td>28</td><td>10</td><td>1</td></tr><tr><td>年</td><td>月</td><td>日</td></tr></table>	平成			28	10	1	年	月	日
経営統合	施設の 共同設置・利用																				
●																					
施設管理の 共同化	管理の一体化																				
平成																					
28	10	1																			
年	月	日																			
実施予定		(取組の効果額) <table><tr><td>百万円(年)</td></tr></table>	百万円(年)	(取組の効果額内訳) 石岡市簡易水道側からの視点によれば、2箇所の機場からの汲み上げ及び配水を廃止し企業団側からの配水に切り替えたことで、維持管理費の削減につながったと考えられる。なお、水道料金の体系が企業団のものへと変わること、統合前は低価であった水道料金が実質値上げとなり簡易水道側の使用者には負担を強いることになった。 企業団側からの視点によれば、協定により簡易水道側で借り入れていた企業債等を譲り受けたため、その償還を負担することとなる。ただし、償還が終わる30年間は簡易水道側で生じた収入及び支出(3条及び4条)を毎年清算することにより、簡易水道側で不足額が生じれば石岡市から補助金を受け取り、収入が上回れば差金を戻入することとなっている。よって、当企業団側としては30年間に限りメリットは生じないとする。																	
百万円(年)																					
検討中	→	(取組の概要)	(検討状況・課題)																		